

## 第7章 その他

### 浜田地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成17年3月10日

条例第2号

改正 平成17年9月30日条例第5号 平成28年3月31日条例第3号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命権者の報告）

第2条 任命権者は、毎年5月末日までに、管理者に対し、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の競争試験及び選考の状況
- (4) 職員の給与の状況
- (5) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (6) 職員の休業の状況
- (7) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (8) 職員のサービスの状況
- (9) 職員の退職管理の状況
- (10) 職員の研修の状況
- (11) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (12) その他管理者が必要と認める事項

（公平委員会の報告）

第3条 公平委員会は、毎年5月末日までに、管理者に対し、前年度における次に掲げる業務の

第5編 人事（浜田地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例）

状況を報告しなければならない。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

（公表）

第4条 管理者は、前2条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を関係市の広報紙に登載する方法により公表しなければならない。

（その他）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第5条）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。